

久慈市議会業務継続計画 (議会BCP)

令和2年5月

岩手県久慈市議会

目 次

1	計画の目的	1
2	対象とする災害	1
3	災害等発生時の議会及び議員の行動指針	2
	(1) 議会	
	(2) 議員	
	(3) 市との連携・協力	
4	久慈市議会災害対策連絡会議	3
	(1) 久慈市議会災害対策連絡会議の設置	
	(2) 構成	
	(3) 所掌事務	
	(4) 情報の共有及び協議・調整の場	
5	災害等発生時の議会・議員等の役割	4～5
	(1) 議会の役割	
	(2) 議長の役割	
	(3) 議員の役割	
	(4) 議会事務局の役割	
6	災害等発生時の行動基準	5
7	その他	6
8	計画の見直し	6

災害等発生時対応フロー図・・・・・・・・・・ 7

別紙 1 議会BCP行動基準（地震・風水害編）・・ 8～13

1 対応段階の設定

2 対応段階に応じた行動基準

◆行動基準フロー図（災害・風水害編）

◆議員の初動期における行動フロー図

◆議会事務局職員の初動期における行動フロー図

別紙 2 議会BCP行動基準（感染症編）・・・・・・・・ 14～21

1 発生段階の定義

2 発生段階に応じた行動基準

3 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

◆行動基準フロー図（感染症編）

◆感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー図

◆新型コロナウイルス感染症に係る行動基準

資料 議会BCPの制定と見直し（改正履歴）・・・・・・・・ 22

1 計画の目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている。

久慈市議会では、東日本大震災での経験を活かし、平成 25 年 10 月に策定した「久慈市議会災害時対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に基づき、災害が発生した際の議会及び議員が行う対応を定めているところである。

一方で、令和 2 年 3 月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。

このことから、これまでの災害対応に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた久慈市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等（以下「災害等」という。）は、次表のとおりとする。

災害等種別	内 容
地震	<ul style="list-style-type: none">震度 5 強以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき大津波警報が発表されたとき
風水害	<ul style="list-style-type: none">気象警報、高潮警報、波浪警報（海上に対するものを除く。）、洪水警報、津波注意報又は津波警報が発表され、相当規模の災害が発生したとき次に掲げる警報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生したとき<ul style="list-style-type: none">①気象特別警報②高潮特別警報③波浪特別警報
感染症	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	<ul style="list-style-type: none">原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に定めるものをいう。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれるとき大規模な火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したときその他議長が必要と認めるとき

3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、さまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。

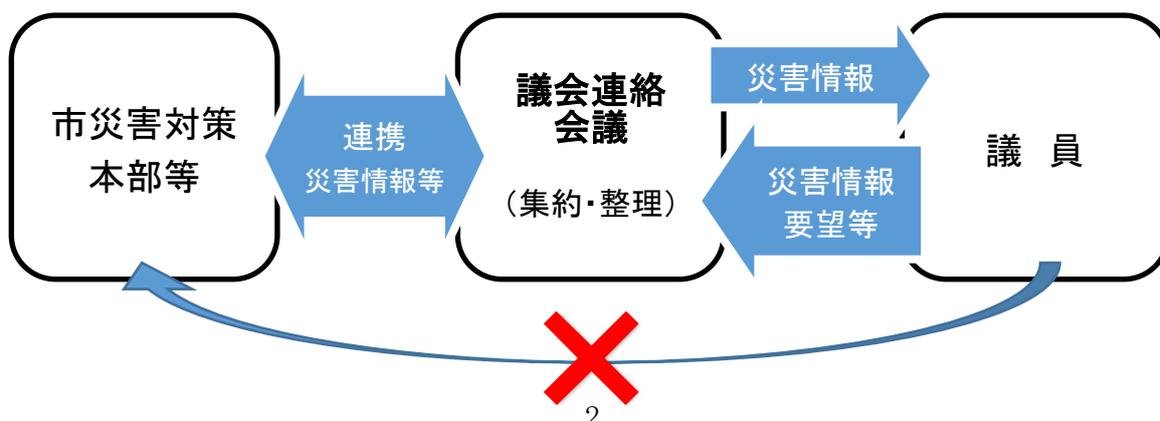
また、災害等発生時には、地域の一員として災害等の対応等を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

(3) 市との連携・協力

災害等発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、市（執行機関）である。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。特に災害初期段階においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

このことから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。議会は、議会と市、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする市との協力・連携体制を整えるものとする。



4 久慈市議会災害対策連絡会議

(1) 久慈市議会災害対策連絡会議の設置

- ア 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、久慈市議会災害対策連絡会議（以下「議会連絡会議」という。）を設置する。
- イ 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会連絡会議を設置することができる。
- ウ 議長は、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、議会連絡会議を廃止する。

(2) 構成

- ア 議会連絡会議は、議長、副議長、会派代表者及び会派に属さない議員をもって構成する。
- イ 議長は、議会連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- ウ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- エ 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(3) 所掌事務

- ア 議員の安否確認を行うこと。
- イ 議員からの災害情報を収集・整理し、久慈市災害対策本部等（以下「市災対本部等」という。）に提供すること。
- ウ 市災対本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- エ 市災対本部等からの依頼事項に関すること。
- オ 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。
- カ その他議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 情報の共有及び協議・調整の場

議会連絡会議は、議会、議員及び市対策本部等の間において、情報の共有や協議・調整を行なうため、必要に応じて議長に議員全員協議会の開催を要請することができる。

5 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

- ア 災害等が発生したときは、議会連絡会議を設置し、市が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- イ 議会連絡会議を通じて次の事項を行う。
 - a 議員から提供された地域の被災状況等の情報を市災対本部等に提供する。
 - b 市災対本部等からの災害等の情報を議員に伝達する。
- ウ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、議会連絡会議で調整を行い、市に対して要望等を行う。
- エ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

- ア 議会連絡会議の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、代理者が行う。

■代理者順位…①副議長 ⇒ ②会派順の代表者

- イ 議会連絡会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡するとともに、議会連絡会議の委員を招集する。
- ウ 議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、以下のとおりとする。

順位	議長の職務代理者
第1位	副議長
第2位	会派順の代表者

- エ 市災対本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

- ア 災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等を議会連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。
- イ 居住地若しくは最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ウ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

ア 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
① 自身の安全確保	① 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
② 来庁者の避難誘導	② 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認
③ 議員の安否確認	③ 議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認
④ 議会棟の施設及び設備の被害状況の確認	④ 市役所（議会事務局）への参集
⑤ 議会連絡会議の設置・運営準備	⑤ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認
	⑥ 議会棟の施設・設備の被害状況の確認
	⑦ 議会連絡会議の設置・運営準備

イ 議会連絡会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。

ウ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局次長が職務を代理する。

6 災害等発生時の行動基準

(1) 地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、別紙1のとおりとする。

(2) 感染症が発生した場合の行動基準は、別紙2のとおりとする。

(3) 災害等対応に係る情報収集・連絡は、ICT（タブレット端末、パソコン及びスマートフォン等）を積極的に活用するものとする。また、議員及び議会事務局は、災害等の情報を迅速に共有するため、日ごろから議会が運用するグループウェア「サイボウズ Office」の操作方法等について研鑽に努めるものとする。

7 その他

議長は、議会連絡会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。

ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。

8 計画の見直し

- (1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制（行動基準・通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2) 議会BCPの見直しは、議会連絡会議を中心に行うものとする。

災害等発生時対応フロー図

大規模災害発生

議会BCP発動

議会連絡会議（=会派代表者協議会）

議会運営委員会

市災害対策本部等

連携・協力

連携・協力

- 議会事務局長の本部員参加
- 地域の被害、被災情報の提供
- 地域の要望
- 市災対本部等情報

- 【設置】
 - 議会BCPの発動基準を満たす災害が発生したとき
 - 議長が必要と認めたとき
- 【構成】
 - 議長・副議長・会派代表者・会派に属さない議員
- 【所管事務】
 - 議員の招集に関する事項
 - 市災対本部等からの情報を収集し、議員へ提供すること
 - 市災対本部等からの依頼事項に関する事項
 - 議員からの災害情報を収集・整理し、市災対本部等へ提供する
 - 災害等への対応方針に関する事項
 - その他議長が特に必要と認めること

- 【構成】
 - 議長・副議長・各会派選出議員・会派に属さない議員
- 【調査事項】（地方自治法第109条第3項）
 - 議会の運営に関する事項
 - 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 議長の諮問に関する事項
- 【災害等発生時の協議事項】
 - 会期の検討（運営日程、一般質問、委員会審査等）
 - 提出議案の取り扱いについて
 - 執行部の本会議等への出席について
 - 本会議場が使用できない場合の代替場所の検討

本会議（定例・臨時）の議運営協議 （日程変更、招集・開催可否）

本会議を開催できる場合

- 定足数を満たすとき

本会議の開催

本会議を開催できない場合

- 定足数を満たさないとき
- 議会連絡会議、議会運営委員会の協議・調整結果を市長に通知

地方自治法第179条の規定による専決処分

議会 B C P 行動基準 (地震・風水害編)

1 対応段階の設定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状態
予 測 期	発災前
初 動 期	発災から概ね3日
応 急 期	発災4日目から7日目
復旧・復興期	発災8日目から1カ月

2 対応段階に応じた行動基準

予想期（発災前）

- 1 議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- 2 議員及び議会事務局は、グループウェア「サイボウズ Office」を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

初動期（発災から概ね3日）

■ 本会議、議員全員協議会、委員会、その他議員が参加して行う会議（以下「会議等」という。）が開催中の場合

- 1 議長及び委員長等（以下「議長等」という。）は、直ちに会議等を休憩し、出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
- 2 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- 3 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- 4 委員会、会派又はその他組織の代表は、被害状況を議長に速やかに報告する。
- 5 議長は、速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。

■ 会議等が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合

- 1 議長は、速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。
- 2 議長は、速やかに議会連絡会議を設置した旨を全議員に連絡する。
- 3 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を議会連絡会議に報告する。
- 4 議員は、議会連絡会議からの指示があるまで、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
- 5 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動にできる限り協力する。
- 6 議員は、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。
- 7 議員は、被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議に報告する。

応急期（発災4日から7日）

- 1 議会連絡会議は、次の事項について、グループウェア「サイボウズOffice」を活用し、情報の一元化を図る。
 - ① 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、市災対本部等に提供する。
 - ② 市対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
 - ③ その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- 2 議会連絡会議は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、会派活動、議会行事等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- 3 議会連絡会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

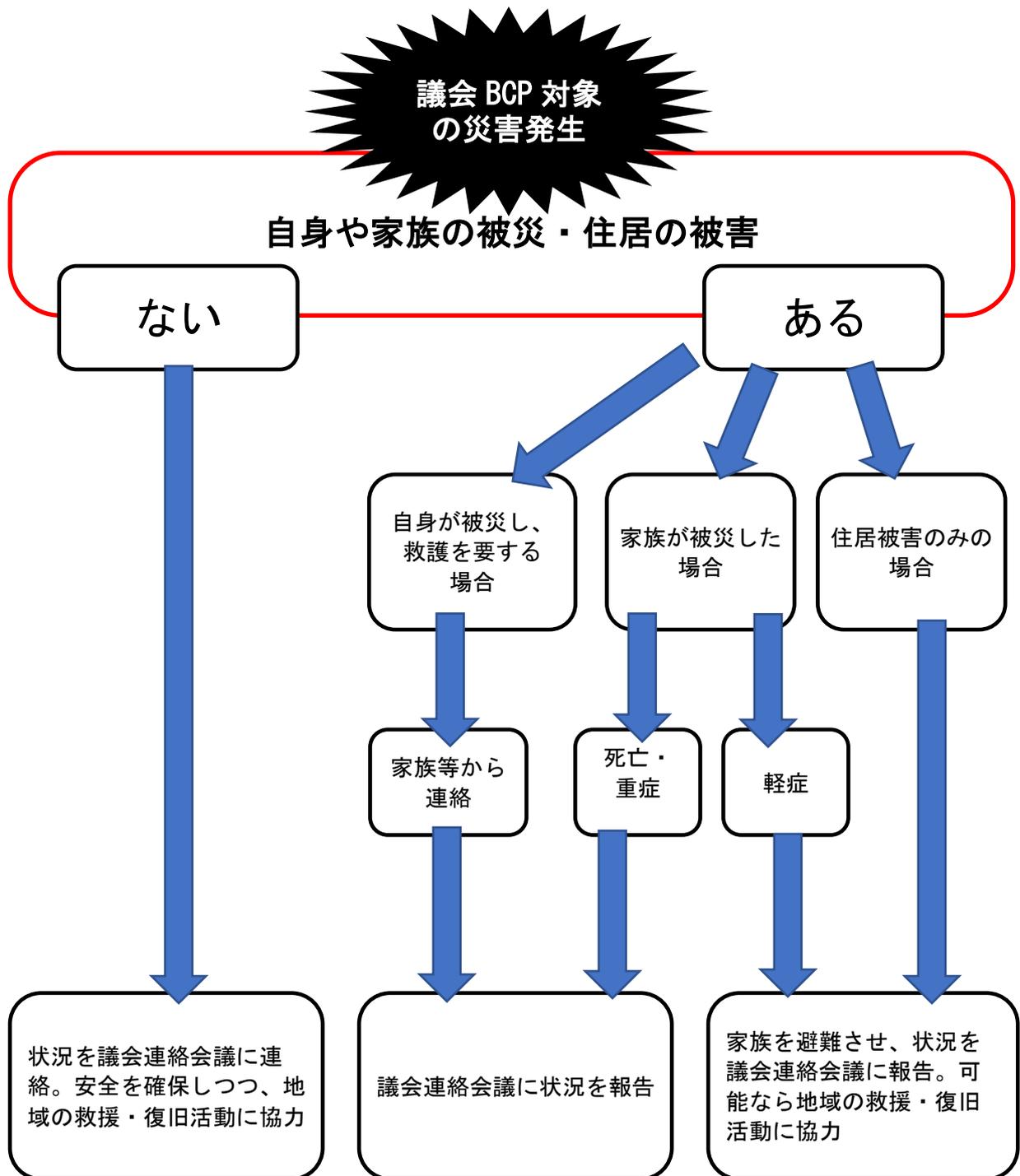
復旧及び復興期（発災8日から1カ月）

- 1 議会連絡会議は、市災対本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- 2 議会連絡会議は、市対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
- 3 議会連絡会議は、本会議（臨時会議・定例会議）、委員会、会派活動、議会行事等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- 4 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- 5 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、市民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じて市災対本部等に対して提案・提言・要望等を行う。

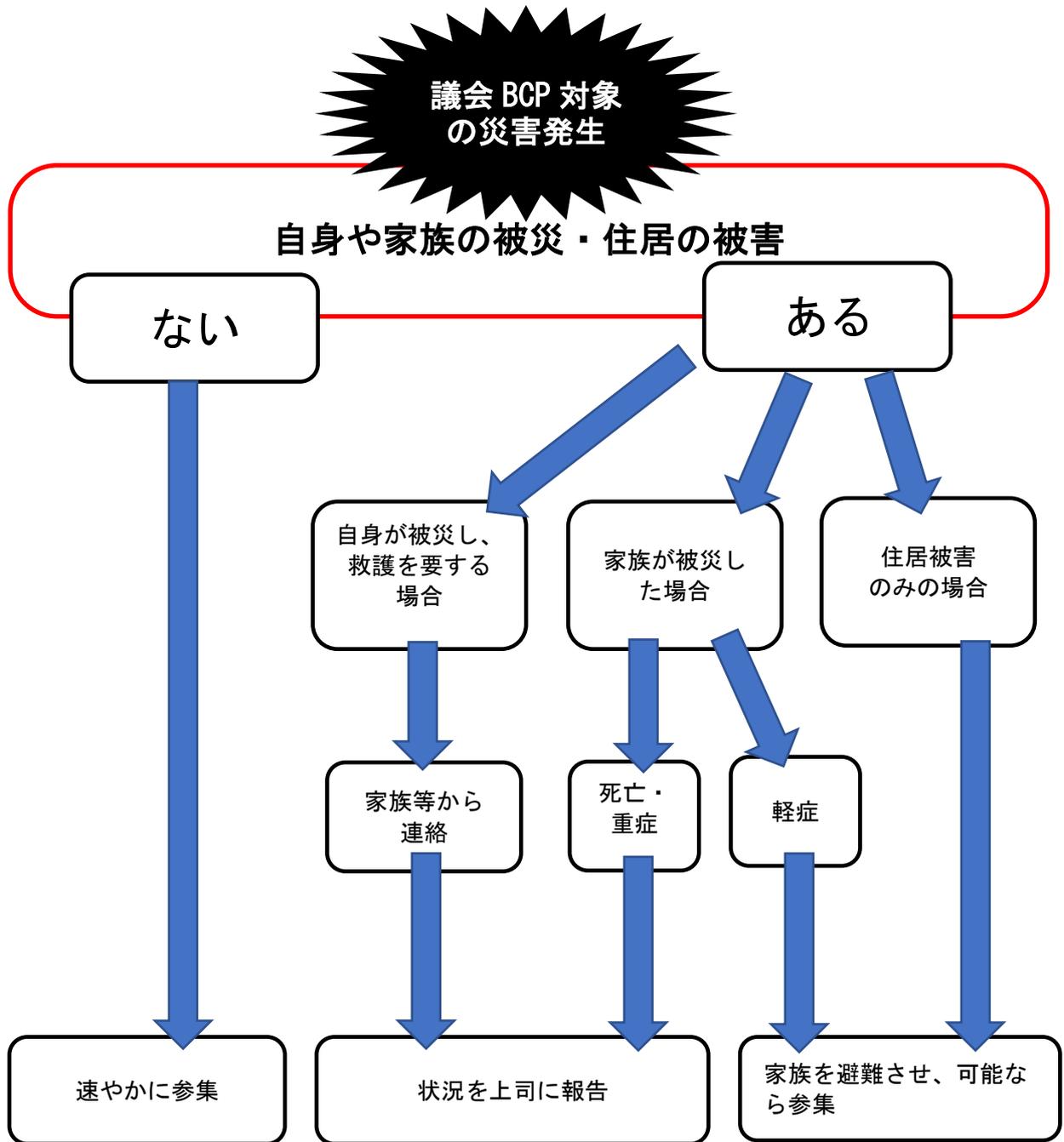
◆行動基準フロー図（災害・風水害編）

	予想期 (発災前)	初動期 (発災から概ね3日)	応急期 (発災4～7日)	復旧・復興期 (発災8～1ヶ月)	
議会連絡会議等	○会派代表者協議会 事前協議	○議会連絡会議（市災対本部等との連携・協力） / ○議会運営委員会 議員から提供された災害情報の整理及び市災対本部等への提供 市災対本部等から提供された災害情報等の整理及び議員への提供 議会対応方針協議			
			○各委員会、議員全員協議会の開催協議		
		【本会議等開催中の場合】			
		○会議等の休憩又は延会			
議会・議員	○議会 BCP の事前確認	○議会連絡会議の指示により行動			
		○自身及び身近にいる人の安全確保 議会連絡会議に自身・家族の安否、被害の有無等について連絡			
		○視察・出張時は速やかに帰市	○各種議会関係行事の開催・参加協議		
		○各地域で救援・復旧活動に協力			
		○各地域で被災者への相談・助言等（議会連絡会議からの情報を活用）			
		○地域の被災状況等の情報を議会連絡会議に提供			
事務局	○情報連絡体制の確立（議会運用グループウェア「サイボウズ Office」）				
	災害予測情報等の提供	国・県・市等の情報収集、整理及び議員への提供			
	○市対策組織会議等への事務局長の参加				
	○議会運営体制 会派代表者協議会、議会連絡会議、議会運営委員会、議員全員協議会等運営支援				
		○来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援			
		○議員及び事務局職員の安否確認			
	○議会棟施設、機材の被害確認				

◆議員の初動期における行動フロー図



◆議会事務局職員の初動期における行動フロー図



議会 B C P 行動基準 (感染症編)

1 発生段階の定義

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、市が定める「新型インフルエンザ等対応行動計画」を参考に、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状 態
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、岩手県内では発生していない段階
近県発生期	岩手県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階
県内発生期	岩手県内で感染症の患者が発生しているが、久慈市内では発生していない段階
市内発生期	久慈市内で感染症の患者が発生し始めた段階
市内感染期	久慈市内で感染症の患者が多数発生した段階
小 康 期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった段階

2 対応段階に応じた行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じて異なる対応が必要となることから、事前に準備を進め、迅速に意思決定を行うことができるよう、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

なお、感染症の特徴を考慮し、必要に応じて感染症別に行動基準を別途定める。

国内発生期

1 予防・まん延の防止

議会だより、市議会HP、フェイスブック及びライン等を活用し、市民に対して、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を広報・周知する。

近県発生期

1 予防・まん延の防止

① 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控える。

また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

- ② 県外からの視察等の受け入れを規制する。
- ③ 県外からの傍聴希望者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。

県内発生期

1 体制の整備

議会連絡会議を設置し、対応方針を協議・決定する。

2 予防・まん延の防止

- ① 議員（委員会、会派を含む）の市外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、別に定める期間について外部接触を控える。

また、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。

- ② 県外に加え、市外からの視察等の受け入れを規制する。
- ③ 県外・市外の傍聴希望者及び記者に対して、本会議等の傍聴の自粛を要請する。
- ④ 傍聴希望者に対し、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策について、周知徹底を図る。
- ⑤ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

市内発生期

1 活動方針の決定

議会連絡会議は、感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。

2 予防・まん延の防止対策

- ① 議員（委員会、会派を含む）の出張を規制する。
- ② 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。
また、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、事務局に結果を報告する。
- ③ 市外からの視察等の受け入れを規制する。
- ④ 全ての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- ⑤ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

市内感染期

- 1 実施体制
議会連絡会議は、市対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る。
- 2 予防・まん延の防止対策
 - ① 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、開催及び参加を規制する。
 - ② 外部からの視察等の受け入れを規制する。
 - ③ 全ての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
 - ④ 議員及び議会事務局職員は、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。
- 3 感染者または濃厚接触者発生時の対応

議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに議会連絡会議に報告する。
- ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会連絡会議に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会連絡会議に連絡する。

事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに議会事務局長（又は次長）に報告する。
- ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局長に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

小康期

- 1 実施体制
患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、議会連絡会議を解散する。
- 2 予防・まん延の防止
 - ① 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
 - ② 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
 - ③ 傍聴者の制限を緩和・解除する
 - ④ 咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策について、実践の徹底を緩和・解除する。

3 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があったときは、プライバシーへの十分な配慮を行ったうえで、必要に応じて下記の情報を公開する。

なお、情報公開する項目は、県又は市の公表項目を参考に、変更することができるものとする。

1 議員

- ① 性別・年代
- ② 保健当局から認定を受けた日付
- ③ 状態（感染経路の状況／入院の有無／重症・軽症の別／自宅待機等）

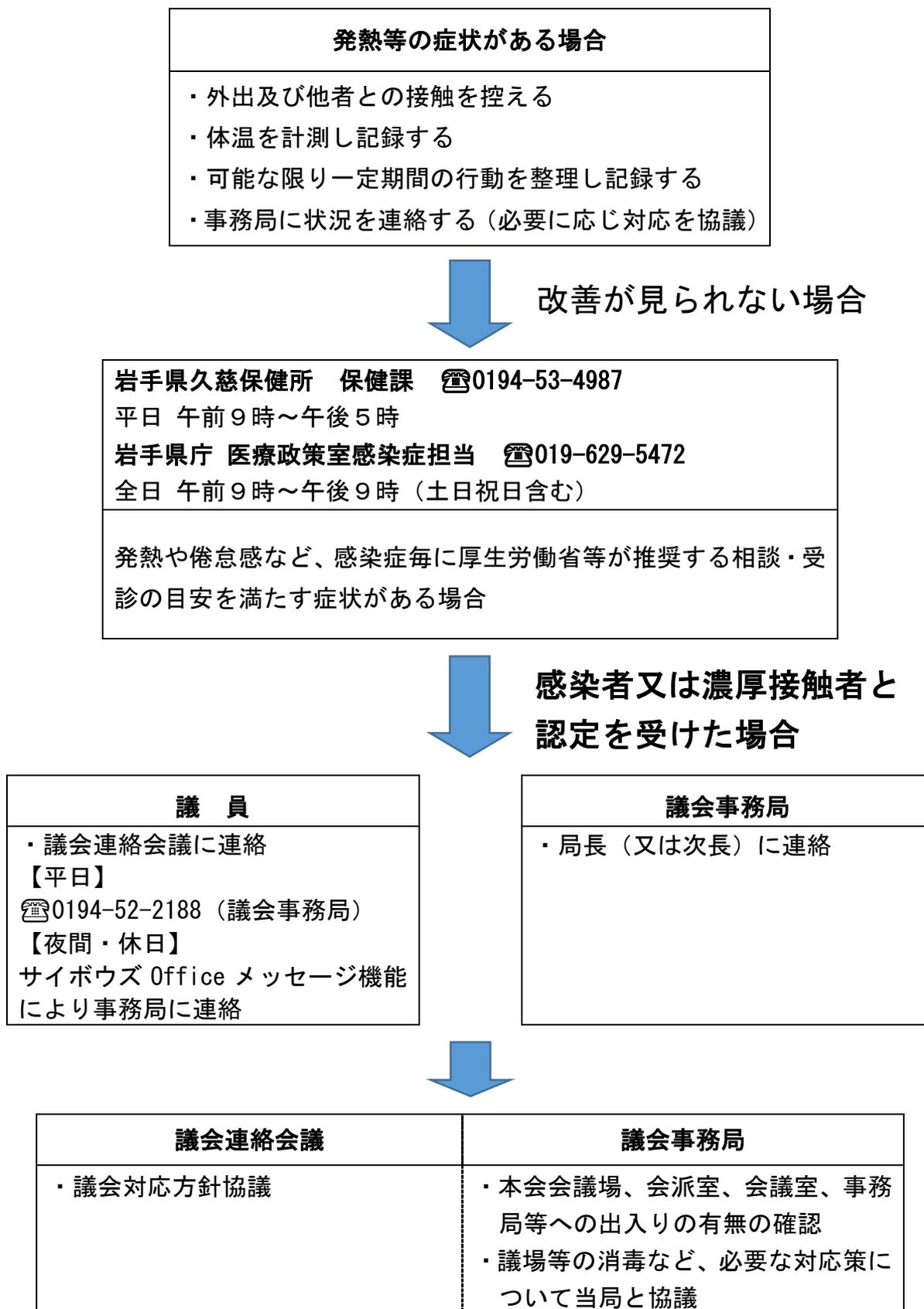
2 議会事務局

執行部に報告し、執行部の取り扱いに準じる。

◆行動基準フロー図（感染症編）

	国内発生期	近県発生期	県内発生期	市内発生期	市内感染期
議会連絡会議等	○会派代表者協議会 議会対応方針協議		○議会連絡会議（設置協議）	○議会連絡会議 / ○議会運営委員会	
		県外視察・出張等の実施 県外からの視察等受入 県外の傍聴自粛要請 議会 BCP の事前確認	市外視察・出張等の実施 市外からの視察等受入 市外の傍聴自粛要請	視察・出張等の実施 視察等受入 傍聴自粛要請 ○会議運営 会議日程・会議運営等	
議会・議員	○感染予防（手洗い、咳エチケット、うがい） 積極的に実践				
	○視察・旅行・出張の規制				
	まん延県への移動自粛	まん延県への移動自粛	市外への移動自粛	不要不急な外出の自粛	
	○各種議会関係行事の開催・参加				
	自粛	自粛	自粛・中止	中止	
	○行動・健康状態の管理				
	必要に応じ行動記録を作成		必要に応じ検温等による健康状態の把握		検温等実施による健康状態の把握
事務局	○情報連絡体制の確立（議会運用グループネットワーク「サイボウズ Office」） 国・県・市等の情報収集及び議員への提供				
	○市対策組織会議等への事務局長の参加				
	○予防・まん延防止啓発				
	議会ホームページ、議会報、SNS 等		議会棟への啓発ポスター、手指消毒薬の設置		
○議会運営体制 会派代表者協議会、議会連絡会議、議会運営委員会等運営支援					
				○議員の健康状態の把握 ○当局との協議・調整	

◆感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー図



◆新型コロナウイルス感染症に係る行動基準(2020.08.07 議会災害対策連絡会議決定)

区 分	Level 1	Level 2	Level 3	Level 4
	県内発生期 (初期)	県内発生期 (拡大期)	市内発生期 (初期)	市内発生期 (拡大期)
各種会議の開催	可 ○	可 ○	可 ○	可 ○
感染症予防対策 ・ 窓の開放など換気				
傍聴の取り扱い	可 ○	市外からの傍聴自粛要請 △	傍聴自粛要請 ×	傍聴自粛要請 ×
感染症予防対策 ・ 検温 ・ 傍聴席の間引き ・ 傍聴者名簿の作成				
視察等外部団体の受け入れ	可 ○	感染拡大地域・・・不可 △	不可 ×	不可 ×
感染症予防対策 ・ 少人数(6名程度)までとする				
正副議長の公的移動	可 ○	感染拡大地域・・・不可 △	市外への移動を最小限とする △	原則不可 ×
感染症予防対策 ・ 行動記録の把握 ・ 検温等体調管理 ・ 正副議長の同時行動を控える				
議員(委員会・会派)の公的移動	可 ○	感染拡大地域・・・不可 △	市外への移動を最小限とする △	原則不可 ×
感染症予防対策 ・ 行動記録の把握 ・ 検温等体調管理 ・ 正副委員長の同時行動を控える				
イベントの開催・参加	可 ○	感染拡大地域・・・不可 △	開催・参加を最小限とする △	不可 ×
感染症予防対策 ・ 行動記録の把握 ・ 検温等体調管理				

区 分	Level 1	Level 2	Level 3	Level 4
	県内発生期 (初期)	県内発生期 (拡大期)	市内発生期 (初期)	市内発生期 (拡大期)
議員の私的移動 (不要不急の移動)	可 ○	感染拡大地域…不可 △	自粛 △	不可 ×
	感染症予防対策 ・ 行動記録の把握 ・ 検温等体調管理			
共通事項	感染症予防対策 ・ 新しい生活様式の実践 ・ 行動記録の把握 ・ 検温等体調管理 ・ 感染者発生地域への不要不急な移動を控える			
感染又は濃厚接触者の可能性がある場合	医療機関の受診 ・ 連絡会議(事務局)へ報告 ・ 2週間の自宅待機			

※ 国・県・市の方針等により変更となる場合があること。

※ 感染症予防対策…マスク着用など咳エチケット、手洗い、手指消毒、うがい など。

資料

議会BCPの制定と見直し（改正履歴）

制定・改正 年 月 日	内容（主な見直し内容）	備考
令和2年5月21日	久慈市議会業務継続計画（議会BCP）制定	
令和2年8月7日	新型コロナウイルス感染症に係る行動基準制定	
令和2年11月27日	議会BCP行動基準（感染症編） 3 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開を一部改正	